

北広島事務所告示第2号

北広島町水道事業における水道料金の軽減又は免除に関する取扱要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

広島県水道広域連合企業団北広島事務所長 寺 川 浩 郎

北広島町水道事業における水道料金の軽減又は免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）第37条の規定に基づき、料金の軽減又は免除の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(料金の軽減)

第2条 敷地内における給水装置からの漏水が次の各号のいずれかに該当し、漏水発見後速やかに指定給水装置工事事業者により修繕を行ったもので、水道使用者からの申請に基づき、料金の軽減を行うことができる。

- (1) 地中又は建物の床下、内壁その他の箇所における給水管の破損による漏水で、通常その発見が困難であると認められるとき。
- (2) 異常寒波（町内において同日に給水戸数の100分の1を超える凍結破損漏水事故が発生した場合）による漏水と認められるとき。
- (3) その他、広島県水道広域連合企業団北広島事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めたとき。

(適用の除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、料金の軽減の対象とならない。

- (1) 漏水の発見が容易であると認められる場合
- (2) 不正な給水装置工事による漏水である場合
- (3) 水道使用者等の故意又は過失により破損した場合
- (4) 漏水が確認され、又は検針時等に指摘されたにもかかわらず、正当な理由なく修理その他の処置を怠った場合
- (5) 蛇口、貯水・受水槽等（本体及びボール・タップ等の水位調整器具）又は給湯器等の給水器具本体若しくは本体以降の配管の破損による漏水である場合
- (6) 水道料金の未納者

(認定水量の算定)

第4条 第2条各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生前（以下「異常前」という。）3か月の平均使用水量を認定水量とする。

2 前項の規定により認定水量を算出することが適当でないと認められるときは、次の各号のいずれかの水量を認定水量とすることができる。

- (1) 異常前3か月の使用水量に著しい変動があると認められるときは、前年同時期の使用水量
 - (2) 給水開始後3か月未満のときは異常前の使用水量を異常前の使用日数で除して得た数に、その月の使用日数を乗じて得た水量
- 3 前2項の算定を行う際、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(軽減水量の算定)

第5条 第2条の規定により軽減する水量は、検針水量から認定水量を減じた水量の2分の1とする。ただし、主として生活を営むための使用の場合においては、軽減された後の水量が認定水量の2倍を超えるとときは、認定水量の2倍の水量をもって軽減後の水量とする。

- 2 前項の算定を行う際、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(軽減の対象期間)

第6条 料金の軽減の対象期間は、3か月を限度とする。

(料金の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による認定水量を超える水量に係る料金は、水道使用者からの申請に基づき、その全額を免除するものとする。

- (1) 水道使用者の所有する水栓等から水道水を火災消火用に使用したとき。
- (2) 水道メーターの異常が公的検査機関により証されたとき。
- (3) 地震等の天災地変又は避け難い事故により漏水したと認められるとき。
- (4) 空気その他の異物混入による水道メーターの異常回転若しくは水圧の変化等による水道メーターの異常回転と認められるとき。
- (5) 水道メーター本体又は水道メーターとユニオン・ソケットとの間のゴム・パッキンから漏水したとき。
- (6) 広島県水道広域連合企業団職員の要請により放水したとき。
- (7) 指定給水装置工事事業者が施工した給水装置の設置工事又は修理工事において、工事完了後3か月以内に明らかに指定給水装置工事事業者の過失又は不注意により漏水したと認められたとき。ただし、この場合の料金免除分については、当該指定給水装置工事事業者に請求することができるものとする。
- (8) 所長が公益上特別の必要があると認めたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。